

03 金融庁(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
030010	資産流動化法に基づく特定目的会社設立要件の緩和	資産の流動化に関する法律	現行では、特定目的会社設立の際に特定出資の払込みの証明として「払込金保管証明書」の提出を要求されている。	現行法では、特定目的会社設立の際に「払込金保管証明書」の提出を要求されているが、それを払込みを取り扱った金融機関の残高証明等で対応できるようにする。	資産流動化のスキームを通じて有効活用されていない県内の中小規模不動産を蘇生させ、地域経済の活性化を促す新たなシステムの構築を目指す。具体的には、中小規模の不動産を証券化手法によって蘇生するにあたり、手続並びにイニシャルコストの軽減を図り、地元企業及び自治体の経営状況の改善を促すとともに、地域の経済活動を活性化させる事業展開を図る。	会社法改正により、発起設立による提出書類が一部簡素化されたが、特定目的会社では設立手続が発起設立に限定されているにも関わらず、投資家保護を理由に募集設立の規定が準用され、簡素化の恩恵が受けられない。当該証明書の発行と投資家保護の関連性が明確ではないことから、金融機関の残高証明等で代替したとしても、制度上問題は生じないものと考え、これによって会社法と同様の扱いとなるため、小規模案件の多い当該地区においても円滑な設立手続が期待でき、当該証明書の発行にかかる費用と時間の節約にもなる。	C	特定目的会社の設立にあたっては、組織の形成について従来から極力簡素化を図ってきているが、出資の履行については投資者保護を重視する観点から特定出資の払込みを確保するため、「払込金保管証明書」が必要である。また、当該要件の実効性を確保するには全国一律の規制が必要不可欠であるため、特定の地域についてこの要件を緩和することは適当ではない。	特定目的会社の設立にあたって会社法の募集設立の規定を準用する理由につき、会社法改正時の経緯も含め詳細に回答されたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答では、出資の履行については投資者保護を重視する観点から特定出資の払込みを確保するために「払込金保管証明書」が必要である。当該要件の実効性を確保するには全国一律の規制が必要不可欠であるため、特定の地域についてこの要件を緩和することは適当ではない、とあるが、以下の理由からご回答に対して意見をさせていただきます。については別紙をご覧ください。については、ご回答いただきましたように全国一律で払込みの要件緩和を行うことを望みます。	1023010	株式会社都市経営戦略研究所	金融庁	